お知らせ

11月12日から25日までは 女性に対する暴力をなくす運動週間

問い合わせ　総務課人権推進・市民活動担当

DV（ドメスティック・バイオレンス）を知っていますか？

DVとは、配偶者や元配偶者、恋人など、親密な関係にある相手から振るわれる暴力のことです。家庭内の問題や個人的な問題として考えられがちで、表面に出にくい特徴があります。家庭内のことでも暴行などに当たる行為が行われた場合、それは犯罪であり、重大な人権侵害です。どんな理由があっても、暴力や暴言であなたを支配しようとすることは、絶対に許されません。

秘密厳守、無料で相談できる場所があります。一人で悩まず相談してください。また、緊急の場合は、迷わず110番通報を！

暴力には５つの種類があります

身体的暴力　殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざす

精神的暴力　「誰のおかげで生活できると思っているんだ」「役立たず」等の暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視する、無視する

経済的暴力　必要な生活費を渡さない

性的暴力　性行為の強要、避妊に協力しない

子どもを利用した暴力　子どもへの加害をほのめかす、子どもに被害者が悪いと思わせる

デートDVを知っていますか？

デートDVとは、交際相手との間の暴力のことで、力を使って相手を思い通りに支配することです。無視する、バカにする、常に行動をチェックする、他の人と仲良くしていると責める、いつもおごらせる、LINEや通話履歴を見る、メッセージの返事をすぐに返さないと怒るなどもデートDVの一つです。相手が思い通りにならないと、脅しや暴力で従わせようとするのは愛ではありません。自分や自分の周りの人が被害者にも加害者にもならないよう、デートDVについて知りましょう。また、友人や家族が悩んでいたら、相談先があることを伝えてください。

DV・デートDVに関する相談先

DV相談＋（プラス）

☎0120-279-889（つなぐ はやく）

時間

○電話およびメール相談：24時間

○チャット相談：正午～午後10時

埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」

日時　日・水・金曜日

午後３時～９時

※年末年始（12月29日～１月３日）を除く。

埼玉県男女共同参画推進センター（With Youさいたま）

☎048-600-3700

日時

○月曜日～水曜日、金曜日、土曜日

午前９時30分～午後８時30分

○日曜日、祝・休日　午前９時30分～午後５時

※年末年始（12月29日～１月３日）を除く。

DV相談ナビ

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという人のために、全国共通の電話番号（＃8008（はれれば））から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接相談できます。

西部福祉事務所（埼玉県福祉事務所）

☎049-283-6780

日時　月曜日～金曜日

午前８時15分～午後５時15分

※年末年始（12月29日～１月３日）を除く。

AV出演被害を知っていますか？

AV出演被害防止・救済法により、AV出演契約を取り消したり、販売や配信を停止することができます。一人で悩まず、すぐにご相談ください。

AV出演被害に関する相談先

性被害・性暴力被害者のための「ワンストップ支援センター」　＃８８９１（はやくワンストップ）

広告　遺言・相続・成年後見・離婚…等々、**相談先が分からずにお困りの方、初回相談は何時間でも無料**の地元日高市のアイビー行政書士事務所へご相談ください。☎042−985−7566（行政書士　田中諭）